

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前

別表（第5条関係）

事業	区分		金額	
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業 まで（略）				
高齢者等 緊急 短期 入所 事業	1 及び 2（略）			
	3 第 4 条	(1)（略）		
	第 3 項 第 2 号に掲げる者のうち、当該年度（4 月から 7 月まで）にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法	(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。） 当該事業のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292	居住費（1 日につき） 食事費（1 日につき）	420 円 600 円

改正後					説明
別表（第5条関係）					
事業	区分			金額	
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）					
高齢者等緊急短期入所事業	1 及び 2 （略）				
	3 第4条	(1) （略）			
	第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法	(2) 当該事業のあった月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）	居住費（1日につき）		420円
			食事費（1日につき）		600円
			の合計所得金額（地方税法第292		

第328条の規定によ
って課する所得割
を除く。)が課されて
いない世帯に属するもの

条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を

第328条の規定によ
って課する所得割
を除く。)が課されて
いない世帯に属するもの

条第1項第13号に規定する合計所得金額をい
い、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を

字句の改正

		控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。) から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が80万円以下の者	
		(3)及び(4)（略）	
	4 及び 5	（略）	
	高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで （略）		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の施行による租

		控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。) から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が80万円以下の者		
		(3)及び(4)（略）		
	4 及び 5	（略）		
	高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで （略）			

税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。